

# 規制の事前評価書

法令案の名称：犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：特定被害回復給付金の支給事務に係る公務所等への照会

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室

評価実施時期：令和8年3月

## 1 規制の必要性・有効性

### 【新設・拡充】

#### <法令案の要旨>

最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ、預貯金口座等を利用した財産の移転等を人に有償で依頼する行為等に対する罰則の創設、預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための警察官による預貯金口座等を用いた措置に関する規定の整備等の措置を講ずる。

#### <規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 今般の改正により、預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するために、警察官による「犯罪利用防止措置用口座等（名義人の表示等について特別の措置を講じた預貯金口座等をいう。以下同じ。）」を用いた預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための措置（以下「口座等犯罪利用防止措置」という。）に係る規定を新たに設けることとしている。
- ・ 犯罪利用防止措置用口座等に移転された財産については、当該財産を移転した者へ返還することとしているものの、当該財産を移転した者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、当該財産を「特定被害回復給付金」として被害者に支給することとしている。
- ・ 具体的には、犯罪利用防止措置用口座等に移転された財産であってその返還を受ける権利が消滅したものを原資として、犯罪利用防止措置用口座等への財産の移転元となった預貯金口座等に財産を移転した詐欺等の被害者に対し、特定被害回復給付金を支給するものである。
- ・ 特定被害回復給付金の適切な支給事務を実施するため、当該支給に際しその対象となる被害者等（以下「対象被害者等」という。）を特定するために必要な規定を設ける必要がある。

#### <必要となる規制新設・拡充の内容>

上記課題を解消するため、都道府県公安委員会は、特定被害回復給付金の支給事務を行うために必要があると認めるときは、申請人その他の関係者に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができることとするものである。

## 2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

## 【新設・拡充】

### ＜その他の規制手段の検討状況＞

検討した  検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- ・ 代替できるものが想定されないため。

### ＜その他非規制手段の検討状況＞

非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・ 公務所又は公私の団体への照会について、その回答を法令で規定せずに、任意の回答とすることも検討したものの、仮に回答が得られない場合には詐欺等の被害者に対する適切な被害回復が図られないおそれが生じることが考えられ、特定被害回復給付金を支給する制度としての妥当性を欠くものとなることから、採択しないこととした。

## 3 効果（課題の解消・予防）の把握

### 【新設・拡充】

- ・ 本規制の新設により、特定被害回復給付金の支給対象となる特殊詐欺等の被害者に対して適切な救済が図られることとなる。
- ・ これらの効果については、法の施行後に初めて測定されるものであり、現状では定量化することができないが、事後評価書を作成するまでには、規制の目的である対象被害者への特定被害回復給付金の支給の実績値である支給金額を5年分把握するなどにより、定量化することとする。

## 4 負担の把握

### 【新設・拡充】

#### ＜遵守費用＞

(公務所等における警察官からの照会に応ずる必要について)

- ・ 本改正により、特定被害回復給付金の支給に際して、都道府県公安委員会において公務所等へ照会を行い必要な事項の報告を求めることができることとした場合、公務所等は当該照会に対する応答義務を負うことになり、これに係る事務負担が発生する。
- ・ なお、同義務がどの程度生じるかについては法の施行後に初めて判明するものであり、具体的な費用の算出は困難である。

#### ＜行政費用＞

(口座等犯罪利用防止措置を講ずるための費用について)

- ・ 市町村長は、公安委員会又は特定被害回復給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、支給対象となる被害者等の戸籍に関し、無料で証明を行うことができることとした場合、市町村は当該証明を行うための費用負担が発生する。

## 5 利害関係者からの意見聴取

### 【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

#### <主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 公告してもなお返還できない場合の保管財産については、当該保管財産が何らかの詐取金や被害金に由来する蓋然性が高い点も踏まえ、「架空名義口座（犯罪利用防止措置用口座等）」に直接財産を移転した被害者以外の被害者の被害回復のための給付金の原資とすることが望ましいと考えられることから、当該給付金の支給の手続を定めるべきである。

#### <関連する会合の名称、開催日>

金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する懇談会【全3回】

（令和7年9月18日、同年11月27日、同年12月25日）

#### <関連する会合の議事録の公表>

警察庁 JAFIC ウェブサイト「金融サービスを悪用したマネー・ローンダリングへの対策に関する懇談会」

(<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/kondankai/kondankai.htm>)

## 6 事後評価の実施時期

### 【新設】

- ・ 本改正については、施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施する。